

# 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和2年6月2日 第8号
件名	中高層条例とワンルームマンション条例において、 「説明会」の開催に関する規定を充実・補強するよう 求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区には「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」(以下、「中高層条例」といいます。)や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」(以下、「ワンルーム条例」といいます。)があり、その中で「説明会」の開催について定めてありますが、事業者によってはこれらの条例に基づいて十分に丁寧な説明をすることなく、追加の「説明会」をすると言っておきながら自社都合で「延期」し、さらに一方的に「中止」を通告して工事を強行しようとし、建築紛争が尖鋭化するというケースが発生しています。

建築紛争が尖鋭化するのには、条例や施行規則等において「説明会」の開催に関する規定が不十分であり、事業者側が規定の隙を突く余地を与えることで「説明会」を開催する意義が失われてしまっているからに他ならないと考えます。

「説明会」は単に形式的に行えば済むというものではなく、両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもと、事業者側においては地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であるはずで

そこで、両条例における「説明会」の規定を充実・補強するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記の請願を致します。

## 請願事項

- 1 両条例において、「説明会」を開催する時は「区にも通知する」という規定を加えてください。(※練馬区ではそのようになっています)
- 2 両条例において、「説明会」において隣接・近隣住民から「意見書」が提出された場合、「事業者側は見解書を提出する」という規定を加えてください。(※同)
- 3 両条例において、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という規定を加えてください。(※新潟市ではそのようになっています)
- 4 両条例において、「事業者側が建築計画の変更をしたときは、すでに説明した住民に対し、改めて変更内容の説明をすることを原則とする」という規定を加えてください。(※戸田市ではそのようになっています)
- 5 両条例において、「説明会」報告書等の区への提出を義務付け、建築確認申請等の提出前までに提出するという規定を加えてください。(※新宿区、台東区、墨田区ではそのようになっています)
- 6 両条例において、事業者側による「説明会」を通じた建築計画等の説明は、「建築確認申請の前までに終了しなければならない」という規定を加えてください。(※市川市ではそのようになっています)